



JASDAQ

平成 23 年 7 月 11 日

各 位

会 社 名	株式会社メデカジャパン		
代表取締役名	代表取締役社長	渡 邊 信 義	
		( J A S D A Q ・ コード 9707 )	
問い合わせ先	取 締 役 管 理 本 部 長	小 野 吉 広	
電 話 番 号	048 (631) 0010		

## 商号の変更及び決算期の変更並びに定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成23年7月11日開催の取締役会において、平成23年8月23日に開催予定の当社定時株主総会で商号の変更及び決算期の変更を行うこと及びそれらの変更を含む定款の一部変更を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 【商号の変更】

##### 1. 変更の理由

当社は昭和50年6月に有限会社埼玉臨床検査研究所として設立し、昭和51年12月に株式会社埼玉臨床検査研究所となりました。その後、昭和62年7月に株式会社関東医学研究所へと商号を変更し、平成13年1月より現在の株式会社メデカジャパンへと商号を変更しております。

また、当社は、平成20年3月24日に株式会社ユニマツホールディング及び株式会社ユニマツライフと資本業務提携に関する合意書を締結しており、平成23年4月30日には両者を割当先とした第三者割当増資を行っております。前期においては、平成23年3月1日を合併期日とし、株式会社ユニマツライフの子会社であった株式会社ユニマツケアサポートを吸収合併するなど、ユニマツグループとの強固な関係を築いてまいりました。

他方、当社グループの業績についても、ここ数年介護事業に特化し、経営基盤の強化を第一の命題として取り組んできた結果、平成22年5月期より大幅な黒字回復を果たすことができました。こうして新たな一步を踏み出した今、介護施設「そよ風」のブランドイメージの最大限の活用と、ユニマツグループとの更なる連携強化に向けて、商号変更を行うものであります。

##### 2. 新商号

株式会社ユニマツそよ風 (英文表記 UNIMAT SOYOKAZE CO.,LTD.)

### 3. 新商号変更日

平成 23 年 9 月 1 日

### 4. 商号変更の条件

商号変更は、平成 23 年 8 月 23 日に開催予定の当社定時株主総会で定款の一部変更（商号の変更）が承認されることを条件といたします。

#### 【決算期の変更】

##### 1. 変更の理由

国や同業他社と合致した事業年度にすることにより、経営計画の策定・推進などにおいてより一層の効率化と経営戦略の強化を図るために、決算期の変更を行うものであります。

##### 2. 変更の内容

現 在：毎年 5 月 31 日

変更後：毎年 3 月 31 日

決算期変更の経過期間となる第 37 期は、平成 23 年 6 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 までの 10 ヶ月決算となる予定です。

##### 3. 今後の見通し（第 37 期の業績予想）

	売上高 (百万円)	営業利益 (百万円)	経常利益 (百万円)	当期純利益 (百万円)	1 株当たり配当金 (円)		
					11 月 30 日	3 月 31 日	合計
第 37 期 (平成 24 年 3 月期) 第 2 四半期	15,300	945	740	650	0	—	0
第 37 期 (平成 24 年 3 月期) 通期	26,600	1,650	1,310	1,160	—	0	0

##### 4. 決算期変更の条件

決算期の変更は、平成 23 年 8 月 23 日に開催予定の当社定時株主総会で定款の一部変更（決算期の変更）が承認されることを条件といたします。

#### 【定款の一部変更】

##### 1. 定款変更の理由

(1) 企業イメージを一新し、更なる躍進を目指して、現行定款第 1 条の商号変更及び第 3 条の本店所在地の変更を行うものであります。また、本店所在地の変更に伴い、従前の本店所在地を前提とした株主総会の招集地に関する現行定款第 14 条の削除を行うものであります。

- (2) 本日付け「株式併合並びに単元株式数の変更及び発行可能株式総数の変更に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、当社の株式 10 株を 1 株に併合する株式併合の実施に伴い、既存株主様の議決権等の権利や市場での売買の利便性が損なわれないように、あるいは、影響を受けないように最大限配慮するため、株式併合の効力発生を条件として、第 6 条の発行可能株式総数及び第 8 条の単元株式数の変更を行い、これらの変更の効力発生日を平成 23 年 10 月 1 日とする附則第 1 条を新設するものであります。なお、単元株式数の変更につきましては、全国証券取引所では、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、全ての国内上場会社の売買単位を最終的に 100 株に集約することを目指しております。これに伴い、投資家の皆様にとって、より投資しやすい環境を整え、個人投資家層の増加を図ることをも目的としております。
- (3) 当社の事業年度は毎年 6 月 1 日から翌年 5 月 31 日までとしておりますが、国や同業他社と合致した事業年度にすることにより、経営計画の策定・推進などにおいてより一層の効率化と経営戦略の強化を図るために、これを毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日に致したいと存じます。これに伴い、現行定款第 12 条の基準日及び第 14 条の株主総会招集月、第 43 条の決算期に所要の変更を行うものであります。また、事業年度の変更に伴う経過措置として、附則第 2 条及び第 3 条を新設するものであります。
- (4) 上記 (1) ないし (3) の変更に伴う条数の変更その他所要の変更を行うものであります。
- ※ 上記 (2) の詳細については、本日付け「株式併合並びに単元株式数の変更及び発行可能株式総数の変更に関するお知らせ」をご覧ください。

## 2. 変更の内容

現行定款の一部を下記変更案のとおり改めるものであります。

(下線は、変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 1 章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第 1 条 当社は、株式会社<u>メデカジャパン</u>と称する。            なお、英文では、<u>MEDCA JAPAN CO., LTD.</u> と表示する。</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 当社は、本店を<u>埼玉県さいたま市大宮区</u>に置く。</p> <p>第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>150,000</u> 千株とする。</p>	<p>第 1 章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第 1 条 当社は、株式会社<u>ユニマツトそよ風</u>と称する。            なお、英文では、<u>UNIMAT SOYOKAZE CO., LTD.</u> と表示する。</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 当社は、本店を<u>東京都港区</u>に置く。</p> <p>第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>15,000</u> 千株とする。</p>

<p>(単元株式数) 第8条 当社の1単元の株式数は、<u>1,000</u>株とする。</p> <p>(基準日) 第12条 当社は、毎年<u>5</u>月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会 (株主総会の招集) 第14条 当社の定時株主総会は、毎年<u>8</u>月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</p> <p>(総会の招集地) 第15条 <u>株主総会は、本店所在地ならびにその隣接地または埼玉県においてこれを招集する。</u></p> <p>第16条～第42条 (条文省略)</p> <p>(事業年度) 第43条 当社の事業年度は、毎年<u>6</u>月1日から翌年<u>5</u>月31日までとする。</p> <p>(剰余金の配当等) 第44条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。 2 当社は、毎年<u>5</u>月31日または<u>11</u>月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して<u>金銭による剰余金の配当</u> (以下「配当金」という。)を行う。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第45条 (条文省略)</p>	<p>(単元株式数) 第8条 当社の1単元の株式数は、<u>100</u>株とする。</p> <p>(基準日) 第12条 当社は、毎年<u>3</u>月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会 (株主総会の招集) 第14条 当社の定時株主総会は、毎年<u>6</u>月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</p> <p>(削除) 第15条～第41条 (現行どおり)</p> <p>(事業年度) 第42条 当社の事業年度は、毎年<u>4</u>月1日から翌年<u>3</u>月31日までとする。</p> <p>(剰余金の配当等) 第43条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。 2 当社は、毎年<u>3</u>月31日および<u>9</u>月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して剰余金の配当 (以下「配当金」という。)を行う。 3 <u>前項のほか、当社は、基準日を定め、基準日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行うことができる。</u></p> <p>第44条 (現行どおり)</p>
---	--

	<p>附則 (附則)</p> <p><u>第1条 第6条及び第8条の変更は、当社第36期定時株主総会の第2号議案にかかる株式併合の効力発生を条件とし、平成23年10月1日をもってその効力を生ずるものとする。なお、本附則は、平成23年10月1日の経過後、これを削除するものとする。</u></p>
(新設)	
(新設)	<p><u>第2条 第42条の規定にかかわらず、平成23年6月1日から始まる第37期事業年度は、平成24年3月31日までの10ヶ月とする。なお、本附則は、第37期事業年度経過後、これを削除するものとする。</u></p>
(新設)	<p><u>第3条 第43条第2項の規定にかかわらず、第37期事業年度については、平成23年11月30日および平成24年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当を行う。なお、本附則は、第37期事業年度経過後、これを削除する。</u></p>

### 3. 日程

平成23年7月11日 取締役会決議日  
平成23年8月23日 株主総会決議日(予定)  
平成23年9月1日 効力発生日(予定)

※ 定款変更に係る株主総会決議の効力は平成23年9月1日に発生するものとします。但し、第6条及び第8条に係る附則の効力発生日(予定)は平成23年10月1日となります。

以 上